

令和5年第9回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日（火）午後2時00分から午後2時35分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員（13人）

	1番	堰合とし
	2番	長根義則
	3番	郷州公典
	5番	清水頭保孝
	6番	向井成男
	7番	笹山勝彦
	8番	荒道秀雄
	9番	久保雅庸
	10番	中城司
	11番	土橋剛
	12番	鹿原仁
会長職務代理者	13番	坂政和
会長	14番	横道文男

4. 欠席委員（1人） 4番 浜谷秀雄

5. 出席農地利用最適化推進委員（9人）

石鉢地区	森正浩
鳥屋部地区	小澤寿子
金山沢地区	小鷹隆男
田代地区	水合達徳
登切地区	荻ノ沢甚哉
赤保内地区	桑原英世
大蛇地区	南まり子
道仏地区	糸坪岩雄
小舟渡地区	平戸三雄

6. 欠席推進委員（0人）

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 第4 議案第20号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について
- 第6 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第23号 非農地証明申請について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	西 山 圭 一
総括主幹 (事務局次長)	森 淳
主 査	十文字 綾 紀
主 事	西 琢 郎

9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第9回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>本日は、お盆も迫りお忙しい中ご参集くださいましてありがとうございます。いやー、それにしても暑いですね。連日の猛暑日、熱中症には、対策を万全にして作業されたいと思います。仕事ははかどらないのは皆同じですのでどうぞ自愛ください。それに猛暑による高温障害、水不足による農作物への影響も心配されるところです。さて、本日は、私の仕事始めみたいなものです。至らない点は多々あると思いますが、皆様の協力のもと進みたいと思っております。今日は、案件5件があるとともに、終了後、農業者年金推進協議会も控えております。また、8月24日は新郷村で恒例の三八大会を開催いたしますので、万障繰り合わせて、是非、皆様の参加をお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、横道会長よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員9名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第9回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。 日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議録署名委員は、議長において、1番 堰合委員、2番 長根委</p>

事務局	<p>員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日1日と決定します。</p> <p>日程第3 議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第19号について朗読いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第19号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号4及び番号5は、借受人がそば作付けのために貸渡人から使用貸借により3年間借り受けるものです。</p> <p>借受人については、町内で20町歩以上の作付けを現在も実施しており、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないことや、いずれの農地も現在保全管理のみ実施している状況で、このままではいずれ耕作放棄地となる見込みもあったことから有意義な貸借となっていると思われまますので、許可相当と考えます。</p> <p>番号6は、譲渡人所有の農地について、譲受人が売買により農地を取得するもので、譲渡人は現在、富山県富山市在住で、今後農業に従事する意志は無く、このまま放置されると農地の荒廃が進むことから、譲受人が購入し、とうもろこし、とまと、かぼちゃを作付けする予定となっております。</p> <p>譲受人は現在も他の農地を保有し露地野菜、じゃがいもなどの生産を行い、農業を行っていることから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の中城委員、荻ノ沢推進委員及び糸坪推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお</p>

	<p>願います。</p> <p>始めに中城委員願います。</p>
委員	<p>番号4の案件について、7月31日 午後2時から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、借受人、自分の5名で確認いたしました。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に荻ノ沢推進委員願います。</p>
委員	<p>番号5の案件について、7月31日 午後4時から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、清水頭農業委員、借受人、自分の6名で確認いたしました。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に糸坪推進委員願います。</p>
委員	<p>番号6の案件について、7月31日 午後2時40分から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、荒道農業委員、山館土地家屋調査士事務所の安田さん、自分の6名で確認いたしました。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしく願います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局並びに地区担当委員、推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようですので採決します。議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p>
議長	<p>次に日程第4、議案第20号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p>

	<p>審議を行う前に、階上町農業委員会会議規則第 24 条の規定により、議案第 20 号及び次の議案である議案第 21 号の案件につきまして、中城委員が議事参与の制限に該当すると認められますので、暫時の間、別室にて待機をお願いします。</p> <p>(中城委員退室)</p>
議 長	<p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 20 号について朗読いたします。3 ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第 20 号の詳細について説明いたします。</p> <p>申請人の自己所有地である赤保内字茨島内に畑 1 筆について、申請地である 467 m²に関しに必要な最低限分筆して住宅を建設するため申請されたものであり、申請地は現在、休耕地状態です。</p> <p>本申請地は、農振農用地区域になっていましたが、令和 2 年に解除申請をし、解除されている農地です。</p> <p>申請地の農地区分は、小集団の生産性の低い農地であり、その他の農地(第 2 種農地)地域と判断されます。</p> <p>現在の住居は、老朽化や豪雨の際の床下浸水など条件が悪く、新增改築には不向きな土地となっていることや、将来を見据えた住宅建設を行うために現在の住居に隣接した本申請地への建設を計画したもので、現在の宅地内に作業小屋や機械等の車庫などがあり、住宅近隣に所有する農地が多いこと等、今後の農業を行う上でも、隣接する申請地が最も適していると思われます。</p> <p>面積については、467 m²で 500 m²未満であり建ぺい率は、38%と 20%以上となっていることから、許可相当と考えるものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7 月 31 日 午後 3 時から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、坂農業委員、中城行政書士、自分の 6 名で確認いたしました。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに地区担当推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 20 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p>
議 長	<p>次に日程第 5、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 21 号について朗読いたします。4 ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第 21 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案の番号 4 は、譲受人が自宅に隣接する譲渡人所有の農地を購入し、駐車場を建設する計画があるため、その農地の購入について申請されたものです。</p> <p>本申請地の農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるその他の農地（第 2 種農地）地域と判断されます。</p> <p>自宅周辺には自己所有地はなく、本農地の一部を活用する以外に選択できない状況だったことなど、代替地を検討しましたが、他に取得可能な用地が付近に無いこと等から、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の平戸推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7 月 31 日 午後 2 時 20 分から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、長根農業委員、中城行政書士、自分の 6 名で確認いたしました。</p>

	<p>詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに地区担当推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p>
議 長	<p>議案第 20 号及び議案第 21 号の審議が終わりましたので、中城委員の入室を許可します。</p> <p>(中城委員入室)</p>
議 長	<p>日程第 6、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 22 号について朗読いたします。5 ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、番号 1 及び番号 2 について詳細説明いたします。</p> <p>番号 1 は、貸渡人と借受人との間で中間管理機構を通し、5 年間の賃貸借契約をするために提案されたものです。借受人は町外に多数の農地を借り受けて農業経営を行っており、今後とも有効な活用が図られると見込まれますので、許可相当とするものです。</p> <p>番号 2 は、貸渡人と借受人との間で令和 4 年 12 月まで賃貸借契約により貸付されていた農地です。今回、中間管理機構を通し、賃貸借契約を継続するために提案されたものです。</p> <p>借受人は、本対象農地の近隣及び町内に多数の農地を借受けて農業</p>

	<p>経営を行っており、引き続き貸し付けることで善良な農地管理が行えると判断されることから、計画の決定については妥当なものと判断されるものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」の件は、原案のとおり承認し、階上町長へ回答します。</p>
議 長	<p>次に日程第 7、議案第 23 号「非農地証明申請について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 23 号について朗読いたします。6 ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>議案第 23 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、農地所有者から農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願いが提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案するものです。</p> <p>番号 5 について、申請地は赤保内字西山 2 番 36 の畑 1 筆の申請となります。</p> <p>申請農地は農業振興地域内の農地です。いずれも令和 5 年 7 月 24 日に、所有者から申請があり、10 年以上前から管理もできず、所有者が相続した平成 15 年時点でも山林の状況であり、今後、担い手もないことから、農地に復元することが困難である土地である旨の申請がありました。</p> <p>令和 5 年 7 月 31 日に現地確認を行いました。申請のとおり、畑としての原型は無く全部林野化していることを確認しました。</p> <p>以上のことから農地法の運用についての第 4 の (4) の再生利用が</p>

	<p>困難と見込まれる荒廃農地に該当し、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。</p> <p>以上で議案の朗読、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の桑原推進委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7月31日 午後15時30分から横道会長、森事務局次長、松橋事務局員、坂農業委員、山館土地家屋調査士事務所の安田さん、自分の6名で確認いたしました。</p> <p>詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに地区担当推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第23号「非農地証明申請について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第23号「非農地証明申請について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年第9回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p>
	<p>令和5年8月10日</p>

議事録署名者 議長 横道 文男

1番 堰合 とし

2番 長根 義則